

戦没朝鮮人の遺骨問題について

(昭和四十二年二月)

一、朝鮮出身軍人、軍属戦没者の遺骨(遺髪、遺爪等を含む)について

朝鮮出身軍人、軍属の数は約二十四万人であったが、そのうち戦没した者の数は二万二千人である。そのうち約二千六百柱の遺骨が終戦までにその遺族(南北鮮)に引き渡されている。また終戦後韓国政府機関(才一次は二十三年二月三日南朝鮮過渡政府外務所釜山連絡事務所、才二次は二十三年六月一日釜山にて臨時政府日本課長)に約七千二百柱の遺骨(南鮮分)を引き渡している。従って引渡済の遺骨は約九千八百柱となっている。

今日、なおその遺骨が日本政府に保管されているものの数は約二千三百柱であって、その内訳は次のとおりである。

	南	北	計
旧陸軍	一、一、一	三、〇、五	一、四、五
旧海軍	六、九、四	一、二、三	八、一、七
計	一、八、〇、六	四、六、八	二、二、七、四

2,274
 57
 2,331
 57

厚生省としては、これらの遺骨が、なるべく早期に遺族へ引き渡しができるようになることを望んでいる。

(注)

戦没者二万二千人と右の既引渡遺骨及び保管遺骨の合計数との差数については、遺骨の得られないものである。

二、終戦後連合軍司令部を経て約七千二百柱を朝鮮に引き渡した経緯について

昭和二十二年二月二十六日付の連合軍司令部の指令により、戦没朝鮮軍人軍属の遺骨遺品のうち、その遺族が南鮮(三八度線以南)に在住しているもの分だけを朝鮮に送ることとなったので、昭和二十三年二月三日佐世保出航の「ほこだ丸」及び同年五月三十日出航の黄金丸で、合計七千二百余柱の遺骨を南鮮に送り、これを前記の政府機関に引き渡し、それを受け領収書を受け取っている。その引き渡し後の処理については承知していない。

わが方では引続き三回以後の送還も実施したい考えで

あったが、連合軍司令部からこれを中止するよう指示された。
三、遺骨名簿について

遺骨名簿（現に政府がその遺骨を保管している朝鮮出身軍人軍属戦没者の名簿）については、これを適宜の機関を通じて朝鮮へ送付し、その該当遺族の存否及びその現住所の調査を進めるよう昭和三十年五月二十三日外務省に依頼している。

四、北朝鮮系団体の動向

(1) 昭和三十三年三月二十日、在日本朝鮮人総連合会中央常任委員会外務部長金教鉉以下三名が出頭し、厚生大臣宛文書をもって「戦時中戦没した朝鮮人遺骨問題に関する要請」があった。その要旨は「戦時中戦没した軍人軍属徴用工の遺骨の調査送還の対策を講ぜられたいこと。これらの遺骨は遺族に奉送できるまでは一ヶ所に安置し同胞のお参りが随時可能とされたい」である。

(2) 同年四月二十二日、右の要請に対し、引揚援護局長が口頭で

回答した。その要旨は「これらの遺骨については、なるべく早い時機に、その遺族に引渡しができるようになることを望んでいる。」である。

(3) 昭和三十三年六月四日、在日本朝鮮人仏教徒連盟本部外務部長張普光(朝鮮寺住職)が出頭し、業務才三課長に対し口頭で「朝鮮出身者の遺骨伝達等について」陳情があった。その要旨は「厚生省で保管の朝鮮出身者の遺骨を送還されたいこと。当分送還されない場合は、適当な民間の寺に安置して、同胞の拝礼ができるようにされたい」といふことである。

(4) 昭和三十四年二月十三日、在日朝鮮人仏教徒連盟関東支部長高仁峯、日朝協会副理事長松井勝重外教名が出頭し、業務才三課長に対し口頭で「朝鮮出身者の遺骨送還について」前回と同旨の陳情があった。(このグループは、その後数回毎月定期的に厚生省内遺骨安置室に来て、読経拝礼を行なった。)

(5) 昭和三十四年五月十二日、日朝協会副理事長松井勝重、在日朝鮮人仏教徒連盟外務部長張普光(東鮮寺住職)が出頭し、業務第二課長に対し「太平洋戦争朝鮮人殉難者慰霊法要を小石川の伝通院で行なうことについて、厚生大臣の出席依頼、式場に一時朝鮮人戦没者の遺骨の一部を借り受けたい」と申出であつた。厚生省としては、この法要に出席せず、また遺骨も渡さなかつた。